

堂島大橋改良事業

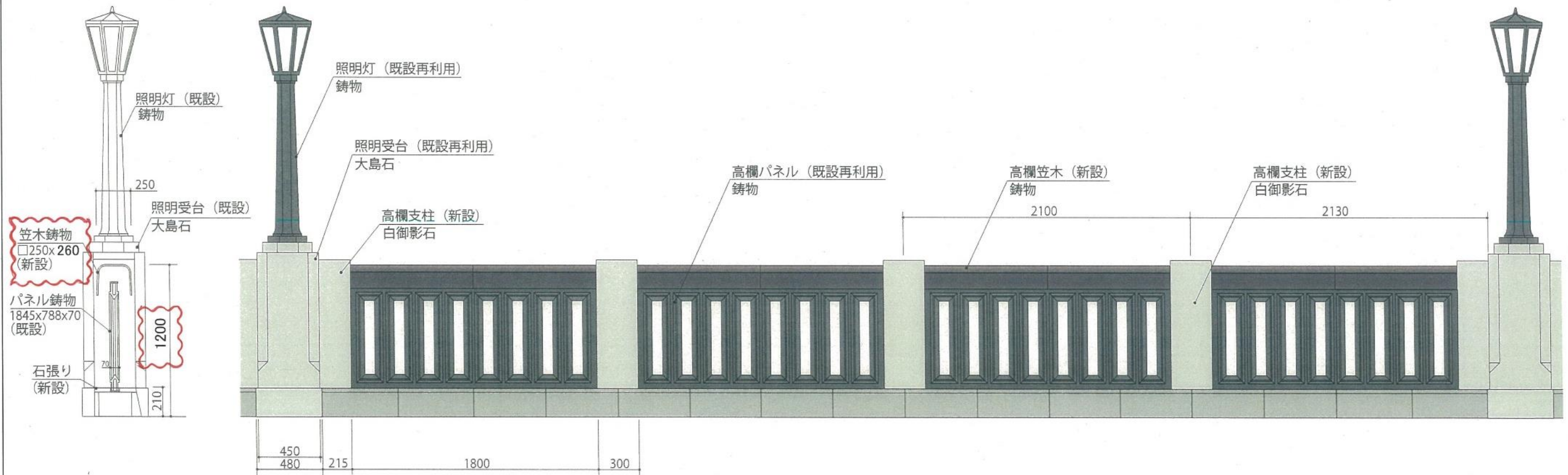
- 1 要求水準書の一部に表記誤りがありました。再度ご確認ください。

訂正箇所	誤	正
別図－3 堂島大橋 橋梁用高欄詳細図 高欄高さについて	1 1 1 0	1 2 0 0
別図－3 堂島大橋 橋梁用高欄詳細図 笠木鋳物寸法について	□ 2 5 0 × 1 7 0	□ 2 5 0 × 2 6 0

2 事業請負契約書の一部に表記誤りがありました。再度ご確認ください。

訂正箇所	誤	正																																																																											
事業請負契約書 表紙 収入印紙貼付欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">収入印紙貼付欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満のもの</td> <td></td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>100万円以下のもの</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>〃</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>〃</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円</td> <td>〃</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>〃</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>〃</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>〃</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円</td> <td>〃</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円</td> <td>〃</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円</td> <td>〃</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td></td> <td>540,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入印紙貼付欄			1万円未満のもの		非課税	100万円以下のもの		200円	200万円	〃	400円	300万円	〃	1,000円	500万円	〃	2,000円	1,000万円	〃	10,000円	5,000万円	〃	15,000円	1億円	〃	45,000円	5億円	〃	80,000円	10億円	〃	180,000円	50億円	〃	360,000円	50億円を超えるもの		540,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">収入印紙貼付欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満のもの</td> <td></td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>200万円以下のもの</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>500万円</td> <td>〃</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>〃</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>〃</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>〃</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円</td> <td>〃</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円</td> <td>〃</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円</td> <td>〃</td> <td>320,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td></td> <td>480,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入印紙貼付欄			1万円未満のもの		非課税	200万円以下のもの		200円	300万円	〃	500円	500万円	〃	1,000円	1,000万円	〃	5,000円	5,000万円	〃	10,000円	1億円	〃	30,000円	5億円	〃	60,000円	10億円	〃	160,000円	50億円	〃	320,000円	50億円を超えるもの		480,000円
収入印紙貼付欄																																																																													
1万円未満のもの		非課税																																																																											
100万円以下のもの		200円																																																																											
200万円	〃	400円																																																																											
300万円	〃	1,000円																																																																											
500万円	〃	2,000円																																																																											
1,000万円	〃	10,000円																																																																											
5,000万円	〃	15,000円																																																																											
1億円	〃	45,000円																																																																											
5億円	〃	80,000円																																																																											
10億円	〃	180,000円																																																																											
50億円	〃	360,000円																																																																											
50億円を超えるもの		540,000円																																																																											
収入印紙貼付欄																																																																													
1万円未満のもの		非課税																																																																											
200万円以下のもの		200円																																																																											
300万円	〃	500円																																																																											
500万円	〃	1,000円																																																																											
1,000万円	〃	5,000円																																																																											
5,000万円	〃	10,000円																																																																											
1億円	〃	30,000円																																																																											
5億円	〃	60,000円																																																																											
10億円	〃	160,000円																																																																											
50億円	〃	320,000円																																																																											
50億円を超えるもの		480,000円																																																																											
事業請負契約書 表紙 前払金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 約款第 54 条及び 73 条適用工事</li> <li>○ 約款第 54 条及び 73 条適用外工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 約款第 53 条及び 72 条適用工事</li> <li>○ 約款第 53 条及び 72 条適用外工事</li> </ul>																																																																											
事業請負契約書 3 頁 左 8 行目 第 3 条 1 項	受注者は、本契約において設計 <b>業務</b> の遂行中に事故が発生したときは、	受注者は、本契約において設計 <b>及び工事</b> の遂行中に事故が発生したときは、																																																																											
事業請負契約書 3 頁 左 24 行目 第 4 条 1 項	受注者は、この契約の履行にあたって個人情報 <b>及び業務に係るすべてのデータ</b> （以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、	受注者は、この契約の履行にあたって個人情報 <b>等</b> を取り扱う場合は、																																																																											
事業請負契約書 5 頁 右 39 行目 第 22 条 4 項	第 16 条第 2 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。	第 1 条第 7 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。																																																																											
事業請負契約書 9 頁 左 17 行目 第 36 条 1 項	（第 93 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）	（第 81 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）																																																																											
事業請負契約書 9 頁 右 4 行目 第 38 条 2 項	受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 82 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。	受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 81 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。																																																																											
事業請負契約書 10 頁 左 21 行目 第 39 条 1 項	発注者は、第 20 条、第 26 条から第 32 条、第 35 条から第 36 条まで、第 38 条、第 49 条、第 61 条、第 67 条、第 68 条、第 71 条、 <b>第 72 条</b> 、第 80 条の規定により業務対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、	発注者は、第 20 条、第 26 条から第 32 条、第 35 条から第 36 条まで、第 38 条、第 49 条、第 61 条、第 67 条、第 68 条、第 71 条、第 80 条の規定により業務対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、																																																																											
事業請負契約書 10 頁 左 36 行目 第 40 条 1 項	受注者は、次の各号の <b>一</b> に該当するときは、	受注者は、次の各号の <b>いずれか</b> に該当するときは、																																																																											
事業請負契約書 10 頁 左 40 行目 第 40 条 1 項	この契約が履行された場合において次の各号の <b>一</b> に該当するときも、	この契約が履行された場合において次の各号の <b>いずれか</b> に該当するときも、																																																																											

事業請負契約書 10 頁 左 45 行目 第 40 条 1 項 (1)	独占禁止法第 53 条に規定する排除措置命令	独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令
事業請負契約書 10 頁 右 4 行目 第 40 条 1 項 (1)	確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。	確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。
事業請負契約書 11 頁 右 45 行目 第 45 条 6 項	第 58 条の規定により部分引渡しをしているときは、	第 57 条の規定により部分引渡しをしているときは、
事業請負契約書 13 頁 左 44 行目 第 50 条 2 項	通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、	通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、
事業請負契約書 13 頁 右 22 行目 第 51 条 2 項	請求を受けた日から 40 日以内に、	請求を受けた日から 30 日以内に、
事業請負契約書 15 頁 左 12 行目 第 58 条 1 項	出来形部分並びに相応する業務対価のうち設計費の部分の金額相当額（以下「出来高金額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、	出来形部分に相応する業務対価のうち設計費の部分の金額相当額（以下「出来高金額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、
事業請負契約書 15 頁 左 22 行目 第 58 条 3 項	当該請求を受けた日から 14 日以内に、	当該請求を受けた日から 10 日以内に、
事業請負契約書 16 頁 左 37 行目 第 63 条 1 項	その氏名その他必要な事項を甲又は監督職員に通知しなければならない。	その氏名その他必要な事項を発注者又は監督職員に通知しなければならない。
事業請負契約書 21 頁 左 23 行目	第 5 章 雑 則	第 4 章 雑 則



1万円未満のもの	非課税
200万円以下のもの	200円
300万円	500円
500万円	1,000円
1,000万円	5,000円
5,000万円	10,000円
1億円	30,000円
5億円	60,000円
10億円	160,000円
50億円	320,000円
50億円を超えるもの	480,000円

# 事業請負契約書

契約番号 建契 第 号

事業名称	堂島大橋改良事業										
請負代金額											円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額											
事業期間	開始期日：平成 年 月 日					終了期日：平成 年 月 日					
事業場所											
保証事項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 金融機関の保証 <input type="radio"/> 公共工事履行保証証券 <input type="radio"/> 免除 <input type="radio"/> 有価証券等 <input type="radio"/> 保証事業会社の保証 <input type="radio"/> 履行保証保険										
前払金	<input checked="" type="radio"/> 約款第 53 条及び 72 条適用工事 <input checked="" type="radio"/> 建設リサイクル法適用工事 <input type="radio"/> 約款第 53 条及び 72 条適用外工事 <input type="radio"/> 建設リサイクル法適用外工事										
解体工事に要する費用等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。										
	対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。										
その他											

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面記載の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

仮契約日 平成 年 月 日  
 本契約日 平成 年 月 日

発注者 大 阪 市  
 契 約 担 当 者

大阪市建設局長

Ⓜ

受注者 住所又は事務所所在地  
 商号又は名称  
 氏名又は代表者氏名

Ⓜ

第2条 受注者は、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。）における委託先事業者に係る規定を守らなければならない。

（事故等の報告義務）

第3条 受注者は、本契約において設計及び工事の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の原因の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅延なく書面により詳細な報告並びに、その後の具体的な事故防止策を書面にて提出しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。
- 3 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

（個人情報の保護に関する受注者の責務）

第4条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の管理義務）

第5条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、本業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとす

る。ただし、廃棄または消去する際は、発注者の承諾又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告等適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

（目的外使用の禁止）

第6条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（外部持出しの禁止）

第7条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部に持出してはならない。

（複写複製の禁止）

第8条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第5条を準用する。

（個人情報等の保護状況の検査の実施）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（事実の公表）

第10条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。
- 3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応

もの、及び第 76 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、質権、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 17 条 受注者は、本業務のうち工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務のうち設計業務等の全部を一括して、又は設計図書において発注者が指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

4 受注者は、本業務のうち設計業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 受注者は、第 4 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第 18 条 発注者は、受注者に対して、本業務のうち設計の一部を委託した者、又は工事の下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(誓約書の提出)

第 19 条 受注者及び大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 7 条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(特許権等の使用)

第 20 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等、履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等、履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の

明示がなく、かつ、受注者がある存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がある使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第 21 条 受注者は、本件の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(著作権の譲渡等)

第 22 条 受注者は、成果物(第 57 条第 1 項に規定する指定部分に係る成果物及び第 57 条第 2 項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 1 条第 7 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他工事の施工又は業務を行うにあたって特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務対価の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第36条 業務の完了前に設計成果物、工事目的物、検査済工事材料、支給材料又は貸与品について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第38条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第37条 業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、その損害が受注者の善良な管理者の注意義務をもってしても避けることのできない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたときは、その損害の補償については、発注者と受注者とが協議してその負担額を定める。

3 前2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者で協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第38条 設計成果物の引渡し前、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料、建設機械器具、試験等に供される業務の出来形部分(以下、「業務の出来形部分」という。)、仮設物、又は作業現場に搬入済の調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物、又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料、若しくは建設機械器具、業務の出来形部分、作業現場に搬入済の調査機械器具であって第64条第2項、第65条第1項若しくは第2項、第58条第3項の規定による検査、又は第76条の第3項の規定による検査、立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち業務対価の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

設計業務において損害を受けた出来形部分の相応する、業務対価の設計費の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事目的物に関する損害

工事において損害を受けた工事目的物に相応する業務対価の工事費の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事材料に関する損害

工事において損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する業務対価のうち工事費の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

設計業務、及び工事において損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(5) 仮設物又は調査機械器具に関する損害



設計において損害を受けた調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務対価の100分の1を超える額」とあるのは「業務対価の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務対価の変更に代える設計図書の変更)

第39条 発注者は、第20条、第26条から第32条、第35条から第36条まで、第38条、第49条、第61条、第67条、第68条、第71条、第80条の規定により業務対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務対価の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由を生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務対価の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の2

第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)

- (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払い済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から年5パーセントの割合による利息を付さなければならない。

(受注者の債務不履行による発注者の解除権)

第41条 発注者は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第61条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により業務期間内に業務を完成しないとき又は業務期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みが明らかでないとき。
- (3) 第47条第1項、第48条第1項、第63条第1項(専

- 門技術者を除く)に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 第 17 条又は第 67 条の規定に違反したとき。
- (5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (6) 第 1 号から前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 第 44 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務対価の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (暴力団排除に伴う契約の解除)
- 第 42 条 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者(受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- 2 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- 3 前 2 項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務対価の額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前条第 2 項又は前項の場合において、第 15 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- (業務完了前の発注者の任意解除権)
- 第 43 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 41 条第 1 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (受注者の解除権)
- 第 44 条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第 28 条の規定により設計図書を変更したため業務対価の額が 3 分の 2 以上減少したとき。

- (2) 第 29 条の規定による業務の中止期間が業務期間の 10 分の 5 (業務期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。
- ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- (解除に伴う措置)
- 第 45 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 3 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 57 条及び第 77 条に規定する部分引き渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、設計期間中にこの契約が解除された場合において、受注者が既に設計業務を完了した部分(第 57 条の規定により部分引き渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務対価のうち設計費の部分の金額(以下「既履行部分設計費」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 発注者は、工事期間中にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務対価のうち工事費の部分の金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 設計期間中にこの契約が解除された場合において、第 53 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 41 条又は第 42 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第 57 条の規定により部分引き渡しをしているときは、その部分引き渡しにおいて償却した前払金の額を

は、受注者に対してその旨を通知し、是正を求めるものとし、受注者はこれに従って自己の費用と責任をもって是正を行い、発注者の確認を受けなければならない。

- 3 発注者は、前項の確認を行った場合、その設計成果物に基づく工事の施工について、受注者に承諾しなければならない。
- 4 発注者は、受注者の求めに応じて設計成果物の内容について確認を行ったこと、第2項の報告を受けたこと、及び第3項の工事の施工について承諾したことを理由として、設計業務及び工事の全部又は一部について何ら責任を有するものではない。

(管理技術者)

第47条 受注者は、設計業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、設計期間において、この契約の設計業務の履行に関し、設計の技術上の管理及び統括を行う。

(照査技術者)

第48条 受注者は、発注者が設計図書に定める場合は、設計業務等における照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(設計図書と設計業務内容が一致しない場合の修補義務)

第49条 受注者は、設計業務の内容が、設計図書(設計成果物を除く)、本件入札関係書類等、又は発注者の指示もしくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、本業務の実施期間に監督職員が設計成果物の修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは設計期間若しくは業務対価のうち設計費の部分の金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

第50条 受注者は、第1条第2項(5)に規定する設計業務を完了、及び工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、設計業務の完了、及び工事の完成を確認するための検査を完

了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを業務対価のうち設計費の部分の金額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、設計業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(業務対価の支払い)

第51条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務対価のうち設計費の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、業務対価のうち設計費を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第50条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引き渡し前における設計成果物の使用)

第52条 発注者は、第50条第4項もしくは第5の規定又は第57条第1項又は第2項の規定による設計成果物の引渡し前においても、設計成果物の全部若しくは一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により設計成果物の全部若しくは一部を使用することによって、受注者の費用が増加し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加した費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

(前金払)

第53条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の設計業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務対価のうち設計費の部分の金額

指定部分に相応する業務対価のうち設計費の部分の金額×(1-前払金の額/業務対価のうち設計費の部分の金額)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務対価のうち設計費の部分の金額

引渡部分に相応する業務対価のうち設計費の部分の金額×(1-前払金の額/業務対価のうち設計費の部分の金額)

(部分払)

第58条 受注者は、設計業務の完了前に、出来形部分に相応する業務対価のうち設計費の部分の金額相当額(以下「出来高金額」という。)の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、年1回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は検査済工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 出来高金額 × (9/10 - 前払金額 / 業務対価のうち設計費の部分の金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とするものとする。

(前払金等の不払に対する設計業務の中止)

第59条 受注者は、発注者が第53条、第57条、又は前条において準用される第51条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにも

かかわらず支払いをしないときは、設計業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が設計業務を中止した場合において、必要があると認められるときは設計期間若しくは業務対価のうち設計費の部分の金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第60条 発注者は、設計成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第50条第2項(第53条、第57条第1項又は第2項、第58条において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本契約における全ての工事目的物を最後に引渡しを受けた日から3年以内(工事に伴う設計・コンサルタント業務については、当該設計に基づき実施された工事の完成から3年以内)に行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、設計成果物の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、本契約における全ての工事目的物を最後に引渡しを受けた日から10年とする。

5 発注者は、設計成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

6 第1項の規定は、設計成果物の瑕疵が、設計図書(設計成果物を除く)の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

7 受注者が、発注者の指定する期間内に、瑕疵の修補に応じないときは、発注者は受注者に代わりこれを行うことができるものとし、その費用は受注者が負担する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第61条 受注者の責めに帰すべき事由により設計期間内

に設計業務を完了することができない場合において、発注者が設計期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の延滞違約金の額は、業務対価のうち設計費の部分の金額から第 57 条に規定する部分引き渡しに係る業務対価のうち設計費の部分の金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により第 51 条第 2 項(第 57 条において準用する場合を含む)の規定による業務対価のうち設計費の部分の金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

### 第 3 章 工 事

(関連工事の調整)

第 62 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第 63 条 工事に関しては、受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者(建設業法第 26 条第 2 の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同条第 3 項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、当該工事が同法第 26 条第 4 項の工事にも該当する場合には、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。)及び専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者又は監督職員に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、業務対価のうち工事費の部分の金額の変更、工事期間の変更、業務対価のうち工事費の部分の金額の請求及び受領、第 25 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4

項の請求、同条第 5 項の通知の受理、業務対価のうち設計費の部分の金額の変更、設計期間の変更、業務対価のうち設計費の部分の金額の請求及び受領、第 25 条第 2 項の請求の受領、設計の技術上の管理及び統括、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務及び工事に関する受注者の一切の権限を行使するものとする。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自行しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼ねることができる。

(工事材料の品質及び検査等)

第 64 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するもので監督職員が認めるものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 発注者は、工事材料に前項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないことを認めるときは、受注者に対して必要な措置を求めることができる。
  - 4 監督職員は、受注者から第 2 項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 14 日以内に応じなければならない。
  - 5 受注者は、工事現場に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
  - 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第 65 条 受注者は、設計図書において監督職員の立会い

通知しなかったときは、この限りでない。

- 5 受注者が、発注者の指定する期間内に、瑕疵の修補に応じないときは、発注者は受注者に代わりこれを行うことができるものとし、その費用は受注者が負担する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 80 条 受注者の責めに帰すべき事由により工事期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務対価のうち工事費の部分の金額から部分引渡しを受けた部分に相応する業務対価のうち工事費の部分の金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により第 70 条第 2 項(第 77 条において準用する場合を含む。)の規定による業務対価のうち工事費の部分の金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### 第 4 章 雑 則

(火災保険等)

第 81 条 発注者の要求があるときは、受注者は設計成果物、工事目的物、及び工事材料(発注者の支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。発注者の要求があるにもかかわらず、受注者が保険契約に付さなかったため発注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害額を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約をかける時期、期間、金額等については、発注者の定めるところに従うものとし、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、本業務に関し、設計成果物、工事目的物、及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 82 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又

は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務対価支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務対価とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(総合評価落札方式における技術提案)

第 83 条 受注者は、総合評価落札方式において入札にあたり提出した技術提案書に基づき業務を履行しなければならない。また、技術提案書に係る設計変更は、原則として行わない。

(総合評価項目の技術提案等のおりに業務の履行がなされなかった場合の措置)

第 84 条 受注者の責めにより総合評価の項目に関する技術提案書のおりに業務の履行がなされなかったと判断された場合は、受注者は発注者に対し、以下に定める落札時の技術評価点との点差に応じた金額を契約不履行の違約金として支払わなければならない。また、併せて当該工事成績評定を減じる措置を行う。

$$\text{違約金(税抜き)} = A - \frac{B + C_2}{B + C_1} \times A$$

ただし、A : 当初の入札金額(税抜き)

B : 標準点(100点)

C<sub>1</sub> : 落札時点の技術評価点

C<sub>2</sub> : 履行結果の技術評価点

\* 計算の過程で小数点第 4 位未満を切てる。

\* 違約金は円未満を切り捨てる。

(あっせん又は調停)

第 85 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とで協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

紛争の内容が審査会の取扱事件の対象外であるときは、発注者と受注者が協議のうえ調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に